

地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会設置要綱

（設置目的）

第1条 地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）について、平成28年4月の交通政策審議会答申等を踏まえ浦和美園から岩槻間の延伸の意義や課題の解決に向けて、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸に関する事項を協議するために地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会（以下「延伸協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 延伸協議会は、次の各号に掲げる事項について、都市鉄道等利便増進法に基づく手法を前提として協議する。

- (1) 地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸に関する事項
 - ア 延伸の事業性について
 - イ 沿線のまちづくりについて
- (2) その他必要事項

（組織）

第3条 延伸協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 交通関係の有識者
 - (3) まちづくり関係の有識者
 - (4) 関係行政機関に属する者
 - (5) 市職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 延伸協議会には、本協議をするに当たって必要となる者をオブザーバーとして出席させることができる。

（委員長）

第4条 延伸協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、延伸協議会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 延伸協議会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員長は協議事項の内容により、委員又はオブザーバー以外の者の出席を求めることができる。
- 3 延伸協議会は、原則公開とする。

(事務局)

第6条 延伸協議会の事務処理を行うために、さいたま市都市戦略本部東部地域・鉄道戦略部に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、延伸協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が延伸協議会に諮って定める。

附則

この要綱は平成29年8月1日から施行し、平成30年3月31日に効力を失う。